

大田市告示第29号

大田市分別収集ステーション等設置費補助金交付要綱（平成17年大田市告示第66号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

大田市長 楫野弘和

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

第6条中「前条」を「第4条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。